

再 開 15時00分

○議長（武石善治） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案に入っていくわけですので、スピーディーな説明をお願いしたいと思います。いずれ、このあと全協も残っておりますので、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

#### 日程第5 議案第1号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 提出関係議案の1ページでございます。

議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第8号）。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ909万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,039万7,000円とするものでございます。

7ページでございます。歳入でございます。

13款 1項 1目民生費国庫負担金599万1,000円の追加でございます。これにつきましては、子ども手当特別措置法が施行されたことによりまして、平成24年2月支給分、これは今年10月から来年1月分まで4カ月分でございますけれども、この分の支給が決まりました。これに対する国庫負担分でございます。13款 2項 2目農林水産業費国庫補助金200万7,000円の減額でございます。これは美しい森づくり基盤整備交付金の減でございます。五反沢字あたら沢の収入間伐事業の事業実績による減でございます。

次のページでございます。14款 1項 1目民生費県負担金105万5,000円の追加でございます。子ども手当県負担金は、国の補助金に対応した県負担分でございます。14款 2項 4目農林水産業費県補助金、農業費補助金は実績による各精算分でございます。2目林業費補助金、森林整備地域活動支援交付金327万2,000円の減額でございます。これは実績による減でございます。森林環境保全直接支援事業費296万6,000円の追加でございます。これは下刈り除伐に対する補助率18%の補助金でございますが、実績によります減額が140万円、それから国の第3次補正の追加がありまして、その分が440万円の追加を合わせたものでございます。8目教育費補助金26万6,000円の追加でございます。学校支援地域本部補助金でございます。学校で活動しております地域コーディネーターの歳入が、次のページにあります教育費委託金から補助金に振り替わったものでございます。また、金額も震災の関係で減額となっております。

次のページ、15款 2項 1目不動産売払収入436万1,000円の減額ござ

います。造材売払収入 635 万 7,000 円の減額でございます。これについては五反沢字あたりの収入間伐事業で事業量が減少したことによるものでございます。11.76ha から 3.9ha の減でございます。それと、搬出間伐事業の実績による減額を合わせたものでございます。次は木材売払収入 199 万 6,000 円の追加でございます。これについては作業道これないたい線開設工事に伴う支障木の売払収入約 160 万円。それから東北電力の高圧線線下保障がありまして、この分約 40 万円でございます。

17 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、これについては財政調整基金の取崩し分でございます。

次のページでございます。19 款 4 項 5 目雑入 10 万円の追加でございます。これは大館能代空港利用促進協議会助成金でございます。これは空港の利用促進のため片道 5,000 円の補助を行う事業に対しまして、協議会から半額が補助されておりますが、歳出に出てまいりますが、事業費の増による追加でございます。6 目過年度収入 34 万 3,000 円の追加で、これは中山間地域等直接支払交付金につきまして過大に交付されている分がございました。これを活動組織から返還してもらうものでございます。

引き続きまして、次のページ歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 138 万 2,000 円の減額でございます。負担金補助及び交付金、これは互助会分でございます。財団法人秋田県市町村職員互助会という組織がございました。これがいろんな理由がございまして、自己破産いたしまして、負担金の納付が不用になったということによる減額でございます。このあと一般会計では教育費に出てまいります。また、人件費が計上されております特別会計でも、同様の減額がありますけれども、これも同じ理由によるものでございます。2 目文書広報費 236 万 2,000 円の追加。13 目委託料住基システム改修委託料 231 万円の追加でございます。これは介護保険、こども手当等に関連いたしまして住基システムのコンピューターシステムを改修するものでございます。5 目財産管理費 60 万 9,000 円の追加、これは通信運搬費、電話代でございます。光電話に切り替わったことによる電話代の追加でございます。11 目地域公共交通費 20 万円の追加でございます。

次のページ、大館能代空港活用促進助成金ということで、先ほど歳入で 10 万円ありましたけれども、これ片道 5,000 円の補助でございますが、利用状況が大変良いということで、当初予算で 100 万円計上しておりましたが、これに 20 万円を追加するものでございます。

続きまして 13 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 268 万円の追加、11 節需用費が 10 万 1,000 円の減額。これについては当初予算で全県の花運動ということで、学校の方で花壇等の活動を予定しておりましたが、行事等の関係で

実施できなかったことによる減でございます。13 節委託料 294 万円、高齢者等宅除排雪事業委託料でございます。このあと全協でご協議いただくわけでございますけれども、高齢者の冬期間の安全確保ということで、今年度新たに事業実施をいたしまして、その結果を検証してみたいと考えておりまして、それに対する関係予算でございます。3 目老人福祉費 494 万 3,000 円の追加でございます。繰出金、これは介護給付費の増などによる介護保険事業特別会計への繰出しでございます。

次のページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 773 万 7,000 円の追加、これは扶助費としてこども手当の追加でございます。

次のページ、4 款 2 目 1 目塵芥処理費 94 万 2,000 円の追加でございます。ごみ処理委託料 94 万 2,000 円の追加でございます。これは北秋田市クリーンリサイクルセンターに処理を委託しております分の追加でございます。平成 22 年度の精算分が 85 万 7,000 円の増、今年度見込みの追加が 8 万 5,000 円の増となっております。4 款 3 項 1 目診療所費 375 万 1,000 円の減額、これは国民健康保険診療施設勘定への繰出しの減額でございます。診療収入の増額があったことなどによりまして、繰出金を減額するものでございます。

次のページでございます。6 款 1 項 3 目農業振興費 21 万 5,000 円の追加、償還金利子及び割引料、中山間等直接支払交付金返還金でございます。これは過大に受け取った分を返還するものでございまして、先ほどの歳入でも活動組織から村に納付していただくこととなります。4 目水田農業推進対策費 56 万 2,000 円の追加でございます。この内 19 節負担金補助及び交付金につきましては、政策転換対応型農業支援事業費に 46 万 6,000 円の追加をしております。

次のページ、6 款 2 項 1 目林業総務費 423 万 5,000 円の減額でございます。負担金補助及び交付金の森林整備地域活動支援交付金の減額 436 万 3,000 円でございます。これは当初の事業見込みといたしまして、大館北秋田森林組合分約 873 h a、それから秋田県林業公社分約 266 h a の事業を見込んでおりましたけれども、大館北秋田森林組合分が実施されなかったことによる減額でございます。2 目林業振興費 479 万 8,000 円の減額でございます。これについては、行政報告にもありましたけれども、誘致企業計画が中止されたということで、それに伴って、その受け入れとしてみておりました予算を減額しております。3 目造林費 435 万 3,000 円。委託料、造林事業委託料 465 万 6,000 円の追加でございます。これについては、主なものといたしましては森林環境保全直接支援事業に関するものでございます。実績見込みによるものの減額が 248 万 1,000 円の減額、それに対しまして、国の第 3 次補正による追加配分がございまして、これが 712 万 8,000 円でございます。

なお、この国の第 3 次補正につきましては、事業期間等の関係から平成 24

年度に繰越になる見込みでございます。19 節負担金補助及び交付金、部落分収金 1 万 4,000 円でございますけれども、これは南沢字ぬきいしの分収造林地で東北電力高圧線の線料保障がございました。これは 3 万 4,000 円の収入があったわけですが、この内南沢集落の分収分 4 割を支出するものでございます。

次のページ、4 目造材事業費 624 万 5,000 円の減額でございます。このうち委託料、増材事業委託料 611 万 1,000 円の減額でございますが、これは五反沢字あたりに収入間伐事業実績による減額でございます。計画面積 11.76 h a に対して 3.9 h a の実績となったものでございます。次の流木調査等委託料につきましても、収入間伐事業が減少したことによる精算分でございます。

9 款 1 項 2 目常備消防費が 91 万 2,000 円の追加でございます。役務費といたしまして保険料、これは高規格救急車の任意保険料の追加 10 万円でございます。次のページ委託料でございますが、常備消防委託料 81 万 2,000 円の追加でございます。これは平成 22 年度の精算分による増でございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費 23 万 4,000 円の追加でございます。次のページでございます。需用費の修繕料 23 万 4,000 円の追加。これは街灯、それから校長室の照明器具修繕などがございます。10 款 5 項 4 目健康増進施設管理費 68 万 1,000 円の追加、7 節賃金の事務補助賃金 65 万円の追加でございます。時間外勤務等がございまして、賃金不足が見込まれるものによる増でございます。

次のページ、14 款 1 項 1 目予備費 198 万 9,000 円の追加でございます。予備費に追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 6 議案第 2 号～日程第 13 号 議案 9 号まで上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 6 議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 13 議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 29 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第4号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,602万4,000円とする。内容につきましては、先ほど総務課長からも説明があったとおり、人件費に係る部分の互助会の負担金の減に伴う歳入と歳出であります。

以上であります。

○議長（武石善治） 診療所事務長。

○診療所事務長（鈴木義廣） 37ページをお開き願います。議案第3号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ404万9,000円を追加するものであります。補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億3,980万9,000円とする内容となっております。詳細につきましては43ページをお開き願います。歳入であります。

1款 2項外来収入につきましては、4月から8月までの実績に基きまして推計したものでありまして、医科の方の追加であります。診療報酬の収入では600万円の追加。それから一部負担金につきましては180万円の追加となっております。

3款 1項 1目繰入金につきましては375万1,000円の減額となっております。

次のページをお開き願います。主な追加の補正内容につきましては、1款 1項 1目一般管理費が39万5,000円の追加となっております。主なものの追加としましては、11節需用費であります。83万8,000円の追加、その次、燃料費が、単価増によりまして33万8,000円の追加となっております。それから修繕料、これは医療機器等の修繕で50万円の追加となっております。

次のページ、2款 1項 1目医業費では365万4,000円の追加となっております。その内主な追加分につきましては11節需用費であります。450万5,000円、医薬材料費の追加であります。これにつきましては収入増と実績による推計により追加しております。

以上であります。どうか、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 特老施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（鈴木寿美子） 51ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第4号 平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第5号）でございます。今回の補正につきましては、互助会の分の減額を予備費で組替えをしたという補正予算ですので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 55 ページであります。

議案第 5 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出からそれぞれ 4 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,726 万 6,000 円とするものであります。内訳につきましては、61 ページ、62 ページでございます。これも職員の人件費の分で、互助会自己破産よりも負担金の繰入額を減額するもの。また、歳出においては互助会の負担分を 4 万 3,000 円それぞれ減額するものであります。

次のページ、63 ページでございます。

議案第 6 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出からそれぞれ 2 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,323 万 5,000 円とするものであります。

内訳につきましては 69 ページ、70 ページでございます。これについても秋田県市町村職員互助会の自己破産によります 2 万 5,000 円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく 71 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 7 号 平成 23 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,151 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 600 万 5,000 円とするものであります。

内容につきましては、77 ページであります。1 款 1 項 1 目であります。第 1 号被保険者の保険料、これは 593 万 9,000 円の減額でありますけれども、実績見込みによるものであります。

それから 3 款 1 項 1 目国庫負担金 478 万円でありますけれども、これは給付費の増額に伴うものであります。次の 5 目介護報酬改定事業費補助金であります。120 万 7,000 円の増額であります。これにつきましては、介護システムの改修に伴う部分につきましては、国から半額の補助金がありまして、その分を計上しております。

次のページになります。4 款 1 項 1 目介護給付費交付金であります。889 万 6,000 円の追加であります。これは実績見込みによるものであります。次の県支出金につきましては 485 万 7,000 円、これは給付費の増額に伴う県からの増額というふうなことであります。

7 款繰入金であります。介護給付費繰入金 370 万 6,000 円。これにつしまし

ては、村の負担部分に係る給付費であります。その次のその他一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入れでありますけれども、事務費関係、先ほどのシステム改修等に係る部分の一般財源にあたります。7款繰入金、基金繰入金であります。1,276万9,000円の増額というふうなことでありますけれども、歳入不足に係る部分を基金を取り崩しまして対応させていただきたいというふうなことであります。

続きまして、次の80ページ、歳出であります。一般管理費241万5,000円の増額であります。これにつきましては、歳入で半分の補助を頂いておりました介護保険システム改修委託料を増額させていただいております。

2款保険給付費、介護サービス給付費、これは2,400万2,000円の増額でありますけれども、これは実績見込みに伴う増額であります。

以上、大きいところだけ説明させていただきたいと思います。次の保険給付費につきましては、介護予防サービス給付費ということで280万円。これも給付費の実績見込みによるものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 提出議案の1ページ、議案第8号でございます。

平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて。平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、職員給与分として、平成23年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を4万3,000円減額し、5,514万円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方財政法の規定により提出するものでございます。

次のページ、議案第9号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて。平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、職員給与分として、平成23年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を2万5,000円減額し、2,726万8,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。これも地方財政法の規定により提出するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第9号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 14 議案第 10 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長

○住民福祉課長（小林悦次） 同じ資料の 3 ページをお開きいただきたい思います。

議案第 10 号 上小阿仁村村税条例の一部改正する条例について。

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律が、平成 23 年 6 月 30 日に公布されたことにより、村税条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。大きいところだけ説明をさせていただきたいと思います。

1 つ目は、村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を、これまで 3 万円であったものを 10 万円にする内容であります。

2 つ目としましては、特定被営利活動法人に対する寄付金の内、住民の福祉の増進に寄与する寄付金を控除するための条例改正であります。寄付金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げる内容となっております。これらに関する改正をするために以下の条例を改正するものでありますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 15 議案第 11 号 上小阿仁村暴力団排除条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 13 ページでございます。

議案第 11 号 上小阿仁村暴力団排除条例の制定についてでございます。

提案理由いたしましては、村総ぐるみで暴力団の排除に取り組み、村民の生活の安全と平穏を確保し、村民経済の健全な発展に寄与することを目的として、この条例案を提出するものでございます。

次のページでございます。上小阿仁村暴力団排除条例でございます。

第 1 条は、目的でございます。この条例は暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに村及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、

もって村民生活の安全と平穏を確保し、村民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、この条例における言葉の定義を行っております。

第3条は、基本理念でございます。暴力団の排除は、暴力団が村民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団に資金を提供しないことを基本として、村、村民等関係機関及び関係団体の相互の連携協力の下に推進されなければならないとして、関係者の守るべき基本理念を定めております。

以下、第4条におきましては、この理念の実現のための村の責務。第5条におきましては、そのための村民の責務。次のページでございますが、第6条におきましては、村の事務及び事業における措置を定めております。

第7条 啓発活動でございます。村は村民等が暴力団の排除の必要性について理解を深め及び暴力団の排除に関する社会的義務を醸成するため、村民等に対し、警察署関係機関及び関係団体と連携し、暴力団の実態についての周知、その他の啓発活動を行うものとする。といたしまして、第8条でございますが、行事からの暴力団の排除でございます。村が主催した行事につきまして、義務を定めておりますが、第1号については、当該行事の開催及び運営に関し、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を利用しないことまたは関与させないこと。第2号におきましては、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者の露天、屋台その他これらに類する店を出店させないことをあげております。

第9条は、施行にあたりまして、必要な要項、要領等の作成を村長に委任するものでございます。

附則でございますが、平成24年4月1日からの施行でございます。

村の執行機関としての準備期間または村民への周知等を考えまして、施行につきましては、4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第7号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第16 議案第12号 議決事項の一部変更について（村営土地改良事業）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（中嶋辰雄） 16 ページをお開き願います。議案第 12 号 議決事項の一部変更について（村営土地改良事業）。平成 18 年 12 月議会の議案第 13 号で議決を得た「村営土地改良事業の執行について」の一部を、次のとおり変更することについて、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由としまして、村営土地改良事業として、中山間地域総合整備事業により、上小阿仁地区の農業生産基盤を整備していますが、コスト縮減が図られたことによる事業費の減額及び路線の増減により、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

次の 17 ページに村営土地改良事業ということで基本計画載せてございますが、() の中の数字および年度を変更するものでございまして、3 の (1) 農業用用排施設の①の路線数ですが、計画では 21 路線から 23 路線とし、総延長 9,618m を 9,675m に変更するものです。

また (2) の農道につきましては、総延長が 738m を 734m に、4 の事業費につきましては 3 億 800 万円を 2 億 8,748 万 6,000 円にするものです。6 の実施年度につきましては、平成 19 年度からとあったものを、事業期間が確定しましたので、平成 19 年度から平成 24 年度までとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 17 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 17 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15 時 43 分 散会